

(厚生労働委員会)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一三三号)(衆議院)

提出)要旨

本法律案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。
- 二 臨床検査技師の定義については、「医師又は歯科医師の指示」の下に各種検査を行うことを業とする者に改める。
- 三 臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査の項目を、省令において定める。
- 四 衛生検査技師の資格は廃止するものとし、この法律の施行の際現に衛生検査技師の免許を受けている者については、業務を継続して行うことができることとする等の経過措置を設ける。
- 五 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。